**監査等委員（会）職務確認書**

2021年（令和3年）３月

一般社団法人　監査懇話会

＜2018年初版前文＞

１．作成の目的

　平成26年会社法改正（平成27年5月1日施行）により監査等委員会設置会社が新たな機関設計として設けられました。当会では、「取締役職務執行確認書」「監査役職務確認書」「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を既に公表していますが、今般、「監査等委員（会）職務確認書」（以下、本「確認書」という。）を作成し、当会ホームページに公表することに致しました。

　監査等委員及び監査等委員会の職務には、監査職務と監督職務があります。監査等委員に就任された方が、本「確認書」を活用することにより、「監査等委員（会）」の職務遂行状況を自己点検し、併せて監査等委員（会）の基本的職務について理解を深め、実効性のある職務の遂行ができることを願っております。

　本書では、「監査等委員又は監査等委員会」を「監査等委員（会）」と表記し、「監査」職務と「監督」職務の両方を指す場合は、「監査等」職務と表記しています。

２．監査等委員会設置会社の特徴

　監査等委員会設置会社の機関設計及び監査等委員会について説明致します。根拠となる法令名とその条項番号を文章の末尾に（　　　）書きで付記しています。略称表記については、後述３②を参照願います。

(1)監査等委員会設置会社は、定款の定めにより、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置した会社である（会社327）。監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会の決議によって区別して選任する（会社329①②）。監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社331⑥）。監査等委員以外の取締役の任期は、1年であるが、監査等委員である取締役の任期は、2年であり、その任期を短縮することはできない（会社332①③④）。

(2)監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。監査等委員会は、監査等委員である取締役の選任について、株主総会の目的とすること、及び議案を株主総会に提出することを請求できる（会社344の2）。

(3)監査等委員会は、全ての監査等委員で組織し、その決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う（会社399の2・399の10）。会社法399条の2第3項では、監査等委員会の職務を以下のように規定している。

①取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成

②会計監査人の選任・解任・不再任の株主総会議案の内容の決定

③監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任について及び報酬等についての株主総会での陳述意見の決定

(4)以上(1)(2)(3)から、監査等委員である取締役は、取締役会の構成メンバーであるが、監査等委員が構成する監査等委員会は、取締役会の下部組織ではなく、取締役会から独立した機関であると解されている。また、上記(3)③の職務は、監査等委員会による監査等委員以外の取締役（主に代表取締役及びその他の業務執行取締役）に対する監督機能を果たすものとして期待されている。

(5)監査等委員会が、報告徴収権（報告請求権）又は調査権を行使するときは、それを行使する選定監査等委員を選定する。報告の徴収又は調査に関する監査等委員会の決議があるときは、監査等委員は、これに従わなければならない（会社399の3）。

(6)監査等委員会設置会社の取締役会の職務は、会社法399条の13第1項に、①業務執行の決定、②取締役の職務の執行の監督、③代表取締役の選定と解職　と規定されている。業務執行の決定には、会社の経営の基本方針、監査等委員会の職務の執行のために必要な事項、内部統制システムの基本方針が含まれ、これらは、取締役会で決議しなければならない（会社399の13②）。

(7)監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合、又は、定款に定めを置いた場合は、重要な業務執行の決定の多くを（会社法で委任することができないと定める事項を除き）代表取締役を含む業務執行取締役に委任できる（会社399の13⑤⑥）。取締役会が取締役の職務の執行の監督をする一方で、経営の迅速性、機動性を図ることをねらいとしている。

３．本「確認書」＜本文＞の構成

①[確認事項]

職務の遂行状況を自己点検するための確認事項を列挙しています。自らの活動を振り返って確認するために利用できますが、例えば、監査等計画を作成するに当たって実行すべき職務のガイドラインとする使い方も考えられます。公開会社、上場会社、大会社を念頭に置いて記載していますが、自社の状況に対応させて、確認事項を取捨選択し、カスタマイズしてご利用ください（ＭＳ－ＷＯＲＤ形式ですので編集が可能です。）

②[説明]

会社法その他の法令を根拠とした監査等委員（会）の権利、義務、職務内容を主に説明しています。根拠となる法令等がある場合、その法令名と条項番号を文章の末尾に（　　　）書きで付記しています。

（主な法令の略称）会社＝会社法、会社規＝会社法施行規則、会算規＝会社計算規則

（条番号等）条番号＝算用数字、項番号＝○囲い算用数字、号番号＝漢数字

③[監査等のツボ]

監査等委員としての心構え、監査又は監督の実務において留意すべきことやアドバイス等を記載しています。

＜本文の目次＞

　　　　　　　　項目名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ページ番号

Ⅰ．監査等委員会の運営

　Ⅰ―１．監査等委員会の組織と運営方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３－４

　Ⅰ―２．監査等委員会の主な決議事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５－６

Ⅱ．監査等委員会の監査の環境整備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７－９

Ⅲ．業務監査

　Ⅲ―１．取締役の職務の執行の監査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０－１２

　Ⅲ―２．取締役会における監督状況の監査　　　　　　　　　　　　　　　　　１３－１６

Ⅳ．会計監査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１７－１９

Ｖ．監査報告　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０－２２

Ⅵ．監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等についての意見の決定　２３－２４

Ⅶ．企業不祥事発生時の対応、訴訟等への対応　　　　　　　　　　　　　　　　２５－２７

別紙1-【参考】監査等委員会の決議事項等の例　　　　　　　　　　　　　　　　２８－３０

＜本文＞

Ⅰ．監査等委員会の運営

Ⅰ―１．監査等委員会の組織と運営方法

[確認事項]

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査等委員として、会社の業務・財務に関する知識、及び職務を通じて得られた情報等を活用して監査等委員会で意見表明し、監査等委員会の監査等の効率性、実効性の向上に努めた。□２．監査等委員会は、監査等委員会監査等基準、内部統制システムに係る監査実施基準、監査等委員会規則を定めており、それに沿った監査等委員会の運営がなされたことを確認した。□３．常勤の監査等委員設置の必要性の有無とその理由について慎重に審議した。□４．常勤の監査等委員を設置する場合、常勤の監査等委員の選定を行った。常勤の監査等委員を設置しない場合、監査等の効率性、実効性に支障がないように監査等委員会としての対応策を慎重に検討した。□５．監査等委員会が開催されたときは、議事録が適切に作成され、決議に異議のある監査等委員の求めがある場合は、その旨が記載されていることを確認の上、署名、又は記名押印をした。

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等] |

 |

[説明]

（監査等委員会の招集と決議）

(1)監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する（会社399の2①）。監査等委員会の長を定め、その者が監査等委員会の招集、その他監査等委員会の委嘱を受けた職務を遂行する。監査等委員が監査等委員会の招集を求めたにもかかわらず、監査等委員会の長がこれを招集しないときは、監査等委員自らが招集できる（会社399の9）。監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う（会社399の10）。

（常勤の監査等委員の選定）

(2)監査等委員会が常勤の監査等委員を選定する場合、常勤の監査等委員は、監査等の環境の整備と社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視、検証し、他の監査等委員と情報共有を図る。常勤の監査等委員設置の義務付けが会社法に規定されていないことから、常勤の監査等委員を選定しない場合、監査等委員が行う情報収集や監査活動の範囲が限られ、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視、検証できないおそれがある。監査等委員会の監査等の効率性、実効性に支障を生じさないように方策を検討し実施することが重要である。　なお、公開会社の場合、事業報告の会社役員に関する事項として「常勤の監査等委員の有無及びその理由」を記載しなければならない（会社規121十イ）。

（監査等委員会監査等基準等の制定）

(3)監査等委員会は、法令、定款に従って運営し、「監査等委員会監査等基準」、「内部統制システムに係る監査実施基準」及び「監査等委員会規則」等を定める。「監査等委員会監査等基準」等では、主に監査等委員会の職責を果たすために必要な体制、行動指針等を定める。「監査等委員会規則」では、監査等委員会の職務、招集、選定監査等委員の選定、決議事項、同意事項、協議事項、報告事項、監査報告の作成、議事録等について定める。

（監査等委員である取締役の報酬等）

(4)監査等委員の報酬等については、定款又は株主総会で監査等委員以外の取締役の報酬等と区別して定める（会社361①②）。定款又は株主総会の決議で監査等委員全員の報酬総額のみを定めた場合は、個々の監査等委員に対する配分は、その総額の範囲内において、監査等委員の協議により定める（会361③）。協議は全員一致で決定する。

（議事録の作成）

(5)監査等委員会を開催したときは、その議事について議事録を作成し、出席した監査等委員は、署名、又は記名押印をする（会社399の10③）。決議に参加した監査等委員で、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（会社399の10⑤）。

[監査等のツボ]

(1)各社が自社で策定する「監査等委員会監査等基準」等は、監査等委員会及び監査等委員の行動規範となるものであるが、同時にその記述の仕方によっては、善管注意義務違反を問われる根拠になるおそれもある。ベストプラクティスに相当する高度な努力義務を単に規定することは避け、会社の内部統制システムの状況、会計監査人・内部監査部門の活動状況等について慎重に審議し、決定する。また、毎期、監査等委員会の活動評価等の審議を重ね、監査等の効率性・実効性がより高まるように必要に応じて改正することが望ましい。

(2)常勤の監査等委員を置く場合、恣意的な判断を排除するために定款において「監査等委員会には、常勤の監査等委員を置く。」又は「監査等委員会には、常勤の監査等委員を置くことができる。」と定め、監査等委員会規則において「常勤の監査等委員を置く。」と明記しておくことが望ましい。また、定款に当該の定めがない場合でも監査等委員会規則には「常勤の監査等委員を置く。」とすることが望ましい。ただし、監査等委員会規則に「常勤の監査等委員を置くことができる。」とした場合であっても、執行側がその設置に合理的でない理由で反対したり、非設置を強制したりすることは差し控えるべきと考えられている。

(3)常勤の監査等委員を選定することが望ましいが、常勤の監査等委員を選定しない場合、重要会議への出席や情報収集等のために専任の補助使用人の設置が不可欠である。さらに、内部統制システムのモニタリング機能をもつ内部監査部門等の体制のより一層の整備を求め、内部監査部門等との連携、会計監査人との連携をより一層強化する必要がある。常勤の監査等委員の有無にかかわらず、監査等委員は、取締役会における内部統制システムに関する審議に積極的に参加し、内部統制システムの構築・運用の充実を図らなければならない。

Ⅰ―２．監査等委員会の主な決議事項

[確認事項]（以下は、監査等委員会の主な決議の確認である。一部は後述する確認事項と重複する場合がある。）

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査等委員会は、本年度の監査計画の策定に当たって、前年度の監査活動の実効性を評価するとともに、当社の経営管理上のリスク、内部統制システム上のリスクを十分に検討し、重点監査方針、重点監査項目、監査の方法等を決定した。□２．監査等委員の選任議案が株主総会に提出される場合、監査等委員会で候補者の適格性について慎重に審議し、同意するか否かを決定した。□３．監査等委員会は、会計監査人の再任の適否を検討した。再任しない場合は、株主総会に提出される会計監査人選任議案の内容を決定した。□４．監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選任、解任、又は辞任について監査等委員会の意見を決定した。□５．監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を決定した。□６．監査等委員会は、取締役等の職務執行の報告徴収と業務財産の調査をする監査等委員を選定した。□７．監査等委員ではない取締役より利益相反取引について監査等委員会の承認を求める案件が提出されたとき、予め定めた手順に従い、監査等委員会で慎重に審議し、決定した｡

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]  |

 |

[説明]

（監査計画の策定）

(1)監査等委員会は、監査方針、重点監査項目、監査の方法、監査実施時期、及び監査等委員による分担を検討し、年度監査計画を作成する。監査計画の策定に当たっては、当該会社及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況を踏まえ、三様監査における連携体制にも留意する。すなわち、会計監査人、内部監査部門等と適宜協議、意見交換をして、重点監査項目の設定、共同監査の実施、監査の重複感等について検討する。

（監査等委員である取締役の選任議案への同意）

(2)監査等委員会は、取締役が監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出する場合は、予め定めた「監査等委員候補者選定基準」に照らして、同意するか否かを審議し、決定する。必要と認めたときは、取締役に対し、監査等委員である取締役の選任を株式総会の目的とすることの請求、又は、監査等委員の選任議案（候補者名を含む。）を株主総会に提出することの請求について審議、決定する（会社344の2）。

（会計監査人の再任、選任・解任・不再任の議案の内容の決定）

(3)監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定める（会社規126四）。会計監査人の再任の適否についても毎期検討する。現任の会計監査人を解任、不再任とする場合は、新たな会計監査人候補者を速やかに検討し、株主総会に提出する会計監査人の選任、解任、不再任に関する議案の内容を決定する（会社399の2③二）。選任議案に関し株主総会参考書類に、監査等委員会が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由、その他会社法施行規則77条に定める事項が記載されていなければならない。会計監査人が欠けた場合、又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合で、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査等委員会は、一時会計監査人を選任しなければならない（会社346④）。

（監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任についての意見の決定）

(4)監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選任、解任、又は辞任について監査等委員会の意見を決定しなければならない（会社399の2③三）。必要と認めたときは、監査等委員会は、株主総会で意見陳述をする監査等委員を選定し、株主総会において監査等委員会の意見を述べることができる（会社342の2④）。

（監査等委員以外の取締役の報酬等についての意見の決定）

(5)監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を決定しなければならない（会社399の2③三）。必要と認めたときは、監査等委員会は、株主総会で意見陳述をする監査等委員を選定し、株主総会において監査等委員会の意見を述べることができる（会社361⑥）。

（報告徴収権・調査権を有する監査等委員の選定）

(6)監査等委員会は、取締役、内部監査部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査等委員をあらかじめ選定する。また、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査等委員を選定する。報告の徴収又は調査に関して監査等委員会の決議があるときは、監査等委員は、これに従わなければならない（会社399の3）。

（利益相反取引の承認）

(7)監査等委員会は、監査等委員を除く取締役から、取締役の利益相反取引についての承認の求めがあった場合は、承認するか否かを決定する。承認した場合は、会社法423条第4項に基づき、利益相反取引を行った取締役、当該取引を決定した取締役、当該取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役は、当該取引によって会社に損害が生じたときも、任務懈怠の推定がされず、取締役の損害賠償責任を追及する側（当該会社や株主代表訴訟の株主）に取締役の任務懈怠の立証責任を負わせることになるため、慎重な審議を行う。

（その他の決議事項等）

(8)その他の監査等委員会の決議事項については、本確認書の他の項での説明、又は、巻末の「別紙1【参考】監査等委員会の決議事項等」を参考にして決議を行う。

[監査等のツボ]

(1)監査等委員である取締役の選任議案が株主総会に提出される場合は、監査等委員会の同意を必要とする。監査等委員会は、候補者適格性の判断基準を予め定めておき、具体的な個々の候補者に照らし選任に同意すべきかを審議する。判断基準には、独立性、公正普遍性、任期中を通して職務遂行が可能か等の外に、経営評価ができるかどうか、財務・会計に関する相当程度の知見があるか、なども含める。

(2)監査等委員会は、監査等委員の候補者、監査等委員候補者の選定方針の内容、監査等委員選任議案を決定する手続について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。その上で、取締役の提案する選任議案に不同意の場合は、会社法で規定された権限である選任議案提案請求権の活用を検討する。

(3)報告徴収権、業務・財産調査権を行使する選定監査等委員については、すべての監査等委員を当該選定監査等委員に選定することもできる。その場合、社内・社外、常勤・非常勤、専門知識の有無等を考慮しつつ、分野を分担して選定することも考えられる。

(4)会社法329条第3項の規定により補欠となる監査等委員である取締役を株主総会の決議で選任することができるが、その決議の効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までである（会社規96③）。すなわち通常、補欠の会社役員の任期は1年間であるため、毎年の定時株主総会で選任の決議をする必要がある。定款に「補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年後の株主総会開始のときまでとする」旨の定めを置けば、補欠でない監査等委員である取締役の任期と同じにできる。

Ⅱ．監査等委員会の監査の環境整備

[確認事項]

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査等委員会は、代表取締役と意見交換を行い、会社の対処すべき課題、内部統制システムの構築・運用状況、監査等委員会の職務執行状況などについて、話し合って、認識の共有に努めた。□２．監査等委員会は、監査等委員会の職務が実効的に行われるための監査の環境整備に関する基本方針（又はその見直し案）について決定し、代表取締役に又は取締役会で意見表明をした。□３．監査等委員会は、「取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。」ことを代表取締役等に対し又は取締役会において再確認している。□４．監査等委員会は、会社（及びグループ会社）の取締役・使用人との間で監査等委員会に定期的及び適時に報告すべき事項を定めており、それに基づき適時、適切に報告されていることを確認した。□５．監査等委員会は、補助使用人等の設置の必要性、その職務内容、人数・専門性・能力、及び監査等の業務執行に係る予算措置などについて検討し、必要と認めたときは、代表取締役等又は取締役会に意見表明をした。□６．監査等委員会は、補助使用人等の設置の必要性、その職務内容、人数・専門性・能力、及び監査等の業務執行に係る予算措置などについて検討した。□７．監査等委員会は、内部監査部門等から適宜に報告受け、内部監査部門等が内部統制システムの構築・運用状況を適切にモニタリングしていることを確認した。

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]  |

 |

[説明]

（代表取締役との意見交換）

(1)監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、認識の共有を図る。意見交換する事項の例示として以下が挙げられる。

①会社の経営の基本方針（中期経営計画、短期経営計画）とその進捗状況

②会社を取り巻く環境・リスク等の変化　　　　　③会社が対処すべき課題

④会社及び企業集団の内部統制システムの構築・運用状況

⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役・使用人（以下、補助使用人等という。）の確保

⑥監査等委員会の情報収集体制（取締役等からの報告体制、重要会議への出席、議事録等重要書類の閲覧を含む）　⑦内部監査部門等の体制の確保、及び監査等委員会との連携の在り方

⑧監査等委員以外の取締役（業務執行取締役）の選任等・報酬等に関する情報の提供

なお、必要と認めたときは、代表取締役に対し、提案、助言、勧告等を行う。

（監査の環境整備に関する基本方針の決定）

(2)監査等委員会は、監査の環境整備（監査等委員会の職務の執行に必要な事項）に関する以下の事項について基本方針を決定する。

①補助使用人等に関する事項（独立性、指示の実効性を含む）

②監査等委員会への報告に関する体制（報告をした者が不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を含む）

子会社を有する場合は、子会社から監査等委員会への報告に関する体制を含む。

③監査等職務の執行について生ずる費用等の会社への請求

④その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

　以上の事項は、取締役会で決議しなければならない事項とされている（会社399の13①一ロ、会社規110の4①）。代表取締役等と協議し、必要と認めたときは、取締役会に対して報告、提案又は意見の表明を行う。取締役会での審議、決議の際には、積極的に意見を表明する。監査等委員会の当該基本方針は、必要に応じ見直しを行って代表取締役等と協議する、又は取締役会に審議を求める。

（監査等委員会への報告）

(3)監査等委員会は、代表取締役及びその他の取締役との間で協議し、監査等委員会に対して定期的に報告する事項、必要なときに適時報告する事項、及びそれぞれの報告者を定める。特に「取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告しなければならない」と会社法に明記されている（会社357）ことを代表取締役等が認識しているか確認しておくことが大切である。

（内部監査部門等との連携）

(4)監査等委員会は、当該会社又は企業集団の内部統制システムの構築・運用状況をモニタリングする内部監査部門等と日常的に緊密な連携を確保する。内部監査部門等から監査結果等の報告を適切な頻度で定期的に受け、必要と認めたときは、調査を求め、又は具体的な指示を出す。また、内部監査部門等の独立性及び職務の実効性を監査することも必要であり、要員配置の状況、活動状況等を確認する。内部監査部門等について、補助使用人等に相当する体制の確保が必要と判断した場合は、上述(2)の取締役会決議にその旨を含めるように取締役会に提案する。

（会計監査人との連携）

(5)監査等委員会は、監査を実効的かつ効率的にするために、会計監査人との連携体制も適切に整備する必要がある。会計監査人と定期的に意見交換する場を持ち、会計監査の方法や状況、監査結果について報告を受け、また監査等委員会から会計監査人の監査に関係すると思われる事項の情報提供を行うなど（上場会社等の場合「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」の協議を含む）、会計監査人と緊密な連携を保つ。

[監査等のツボ]

(1)補助使用人等の確保、監査等委員会への報告体制、内部監査部門等と監査等委員会の連携等の監査等委員会の監査等の環境が適切に整備される過程では、代表取締役の意見、見解が企業風土を形成するため、様々な形式を通じて代表取締役との意見交換を行い、理解と協力を得ることをおろそかにしてはならない。

(2)監査等委員会と「補助使用人等」との関係については、次の事項に留意する。

①「補助使用人等」は、会社法令で設置について規定され、その設置は組織監査の原点となる。常日頃から代表取締役との意見交換の場や取締役会などの会合で、設置に向けた意見交換を行う。

②「補助使用人等」が設置されている場合で、「補助使用人等」の人事異動、人事評価、懲戒処分等の人事に関して監査等委員会の同意権が付与されないとき、重要会議への出席や重要書類の閲覧等の情報入手が不当に制限されるとき、監査等委員会からの指揮命令権が制限され、監査等の実効性が危ぶまれるときなどは、代表取締役等と緊急会合を開き、忌憚のない意見交換をし、打開策を講じる。

③「補助使用人等」について、人数や必要な知識・能力備えているかを確認し、万が一、不足や懸念がある場合は、監査の実効性の観点から補充や交代が出来ることを代表取締役と話し合いをしておく。

(3)監査等委員会は、内部統制システムの監査において、内部監査部門等との連携が不可欠である。内部監査部門等が内部監査を適切に実施できる環境にあるかをまず監視、検証し、必要と認めたときは、代表取締役に提言したり、取締役会で提案したりすることも重要な職務である。また、内部監査部門等の職務の執行の実効性

及び独立性の確保の観点から、監査等委員会は、内部監査部門の長に対する人事や予算についての一定の権限

（人事・予算の決定に関する同意権等）を持つことも有効な選択肢となる。

(4)内部監査部門等との連携においては、監査等委員会からの調査等の依頼、指示をする場合は、会合等において口頭で発言するだけではなく、依頼事項、指示事項の内容を文書で内部監査部門に通知し、その回答を文書でもらうことが望ましい。相互の責任関係や経緯記録が明確になり、連携の実効性が高まると考えられる。また内部監査部門から監査等委員会への報告や依頼事項があった場合に関しても、同様に文書でのやりとりが望ましい。

(5)監査等委員会への報告体制に関し、取締役（代表取締役を含む）、内部監査部門など報告を受ける対象別に報告を受けたい事項のリストを作成し、対象相手にあらかじめ提示し、了解を受けておくことが望ましい。報告体制の実効性が高められるであろう。

(6)内部通報制度は、業務上の報告ルートとは別のバイパスルートを設けることによって、不正行為や違法行為に相当するリスクを社内で早期に幅広く吸い上げるしくみである。従業員にとって通報、相談のしやすい環境を整備し、通報者が通報を行ったことにより不利な取扱いを受けないことが不可欠となる。監査等委員会は、内部通報制度の運用が有効に機能しているかを監視、検証し、内部通報に基づく重要な情報が監査等委員会に速やかに提供されるような体制をつくることが大切である。

(7)社外監査等委員以外に社外取締役が選任されている場合は、監査等委員会は、社外取締役との情報交換を適切な頻度で定期的に行い、企業を取り巻く環境や課題、対処すべきリスク、監査等における重要課題などについて意見交換を図り、相互の信頼関係を醸成し、監査等の実効性に繋げることが肝要である。

(8)監査等委員会は、監査計画作成に当たって、所要の費用を見積もり、会社に予算請求する。その職務の執行において予算外の前払金・費用が発生したとき（弁護士等社外の専門家に調査・助言等を委託するなどを含む。）も会社に請求する。会社は、その費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができず、支払わなければならない（会社399の2④）。監査等委員会の職務上の費用の処理についての方針は、内部統制システムの決議事項となっている。その実効性を持たせるために社内規則等を定めていることを確認する。なお、費用として、監査等委員会の職務遂行上に必要な知識の習得のための、研修参加費用、参考図書購入費用等も含めることができる。

Ⅲ．業務監査

「業務監査」の項は、「Ⅲ－１」と「Ⅲ―２」に分けて記載している。

「Ⅲ－１　取締役の職務の執行の監査」の項では、個々の業務執行取締役の行為・行動に重点を置いて、取締役の職務及び業務執行の決定・執行における法令定款違反、任務懈怠、善管注意義務違反がないかどうか、また違反等を発生させないための予防措置（内部統制システム等）の構築・運用が適切か、などの監査を行う場合について確認事項及び説明事項を記載している。

「Ⅲ―２　取締役会における監督状況の監査」の項では、取締役会は、取締役会としての職務を法令等に従って執行するとともに、個々の取締役の職務及び業務執行の決定・執行に対し適切に監督する役割を担っていることから、取締役会が監督機能を十分に果たしているかについて監査する場合について確認事項及び説明事項を記載している。

Ⅲ―１．取締役の職務の執行の監査

[確認事項]

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査等委員会は、取締役の職務執行、業務執行の決定について監査し、取締役の不正の行為（若しくは、不正となるおそれの行為）がなかったこと、又は、法令・定款に違反する事実等がなかったことを確認した。したがって、不正等に関して監査等委員が取締役会に報告する事項はなかった。□２．監査等委員会は、取締役が構築、運用する内部統制システムについて代表取締役等、内部監査部門等、会計監査人から構築・運用状況について報告を受けた。□３．（企業集団を有する場合）監査等委員会は、取締役が構築、運用する企業集団における内部統制システムについて代表取締役等、内部監査部門等、会計監査人から構築・運用状況について報告を受けた。□４．監査等委員会は、内部統制システムの構築状況、運用状況に改善の必要性を認めた場合、代表取締役又は取締役会に報告、助言、又は勧告をした。 □５．監査等委員会は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等について内容を確認したところ、法令、定款に違反する事項や著しく不当な事項は無かったため、議案等に関して監査等委員が株主総会に報告する事項はなかった。 □６．（上場会社等開示制度の対象となる企業の場合）監査等委員会は、法定開示制度、適時開示制度に基づき、開示書類が適切に作成され、開示されていることを確認した。

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]  |

 |

[説明]

（監査等委員の取締役会への報告）

(1)監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査する（会社399の2③一）。監査の過程において、監査等委員は、取締役が不正の行為をし、若しくは、するおそれがあると認めるとき、又は、法令、定款に違反する事実、若しくは、著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない（会社399の4）。

（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

(2)監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合、又は、定款に定めを置いた場合は、重要な業務執行の決定の多くを（会社法で委任することができないと定める事項を除き）代表取締役を含む業務執行取締役に委任できる（会社399の13⑤⑥）。

（内部統制システムの構築と運用状況の監査）

(3)監査等委員会は、「内部統制システムの基本方針」に関する取締役会決議の内容の相当性を判断し、その決議に基づき構築・運用されている内部統制システムの状況について、代表取締役等に対して定期的に報告を求める。また、内部監査部門等との緊密な連携、及び会計監査人からの報告を通じて、構築・運用状況を監視、検証しなければならない。不備又は改善の必要性があると認めたときは、取締役会又は代表取締役等に報告、助言、勧告をする。取締役会において審議するときは、積極的な役割を果たすように努める。

（注）本項では、会社399の13①一ロ及び会社規110の4①で規定する監査等委員会の職務の執行のために必要なもの、並びに会社399の13①一ハ及び会社規110の4②で規定する取締役の職務の執行が法令定款に適合することを確保する体制等の両者を含めて「内部統制システム」という。

（企業集団の内部統制システムの構築と運用状況の監査）

(4)企業集団を有する場合、監査等委員会は、連結経営の観点から、取締役の子会社・関連会社管理に関する職務執行の状況を監査し、会社内・企業集団における内部統制システムが適切に構築・運用されているかについて監視、検証をする。また、自社の内部監査部門等からの報告体制、子会社・関連会社からの報告体制、及び子会社・関連会社における監査の環境整備が適切に確保されているかを監視、検証する。

（取締役の行為の差止請求）

(5)監査等委員は、取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（会社399の6）。

（株主総会提出書類等の監査等委員の報告）

(6)監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等について、法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その旨を株主総会に報告しなければならない（会社399の5）。

（上場会社の情報開示体制の監査）

(7)上場会社等開示制度の対象となる企業の場合、金融商品取引法の法定開示制度、金融商品取引所（東京証券取引所等）の適時開示制度に従い、有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、決算短信、その他の適時開示事項を、株主、投資家に対して、適正な内容で、適切な時期に開示しなければならない。監査等委員会は、取締役の行う開示書類等の作成及び開示のための体制について構築・運用状況を監視、検証する。

 [監査等のツボ]

(1)内部統制システムの構築状況、運用状況を適切に監視、検証するためには、監査等委員会の選定監査等委員が主導的役割を果たして、内部監査部門等との連携、会計監査人との連携、いわゆる三様監査の連携を積極的に進めることが大切である。必要に応じて、具体的なテーマを定めて三者が同席する合同会議を開催し、情報交換を試みることが望ましい。

(2)監査等委員は、不正の行為、法令違反行為等に対する是正措置を直ちに実施する必要があると認めた場合、躊躇することなく行動しなければならない。緊急を要しない場合は、あるいは、緊急に是正措置を講じた直後には、監査等委員会で協議し、全ての監査等委員の意見の一致に努めることで、特定の一人の監査等委員の是正行為より、その効果を高めることが期待できる。

(3)取締役が会社の目的範囲外の行為や法令・定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合で、それにより会社に著しい損害が生じるおそれがあるときは、監査等委員は、その取締役に対し行為差止請求をすることができる。差止請求は、必ずしも裁判所に訴えることだけではなく、取締役に対する口頭での請求、文書での請求、あるいは、取締役会での決議を求める請求などがあり、また、請求の表現方法にも、助言、提言、勧告などがあるので、状況に応じた対応を実行する。

(4)重要な業務執行の決定を取締役に委任している場合、監査等委員会が重要な業務執行の決定の事実、及びその業務執行状況を知り得ない場合がある。その場合、取締役会が監督機能を適切に発揮していることがより重要となるが、監査等委員会としては取締役会以外の重要会議への参加や議事録閲覧等の対象を拡大することによって、重要な業務執行の決定及び執行状況の監視検証方法の工夫をすることが望ましい。

Ⅲ―２．取締役会における監督状況の監査

[確認事項]

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査等委員会の職務の執行のために必要な事項を含む内部統制システムの基本方針について取締役会で決議（見直し決議を含む）を行う際に、監査等委員(会)として積極的に審議に加わり、意見を述べた。　　□２．監査等委員(会)は、取締役会が法令・定款を遵守し、会社の利益を第一に考え、かつ所謂「経営判断の原則」に配慮し、適切に意思決定を行なっていることを確認した。□３．監査等委員(会)は、取締役の競業取引・利益相反取引が事前に取締役会に付議され、事後に取締役会に報告されるなど、適法に取締役会への付議・報告がなされていることを確認した。□４．監査等委員（会）は、取締役会において、各業務執行取締役に委任された重要な業務執行の決定とその執行の状況について定期的かつ適切に報告されていることを確認した。□５．監査等委員(会)は、無償の利益供与が行われていないか、関連当事者との一般的でない取引等の有無や適正な開示がなされているか、自己株式の取得および処分又は消却の手続が適法かつ定款に基づき適正に行われているかを、取締役会審議や決裁書閲覧等で確認した。

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]  |

 |

[説明]

（取締役会の職務）

(1)監査等委員会設置会社の取締役会は、以下の職務を行う（会社399の13）。

①業務執行の決定

イ　経営の基本方針

ロ　監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令（会社規110の4①）で定める事項

ハ　内部統制システムの基本方針（会社規110の4②の各事項を含む。）

ニ　その他重要な業務執行

上記の　イ、ロ、ハ、ニの各号は、取締役会で決定しなければならない。

ただし、ニ号については、取締役の過半数が社外取締役である場合、又は定款に定めがある場合は、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。ただし、会社法399条の13第5項に掲げる各号の事項は、委任できない。

②取締役の職務の執行の監督

③代表取締役の選定及び解職

（取締役会の意思決定等の監査）

(2)監査等委員会は、取締役の善管注意義務、忠実義務の履行状況を監査する立場から、取締役会における取締役の意思決定について、及び取締役が行う業務執行の決定及び業務の執行について、以下の各点に基づき、監視、検証する。監査等委員又は監査等委員会は、必要と認めたときは、取締役会において、又は代表取締役等に対して、意見表明、助言、勧告、差止請求をするなど、是正のために必要な措置を講じなければならない（民法646、会社330・355・399の4・399の6）。

①法令又は定款に違反していないこと

②取締役又は第三者の利益でなく、会社の利益を第一に考えていること

③事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと

④意思決定過程が合理的であること

⑤意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと

（監査等委員会の職務の執行のため必要な環境整備についての取締役会決議）

(3)監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令（会社規110の4①）で定める事項とは、以下の監査等委員会の監査等の環境整備に関する事項であり、取締役会で決議されなければならない（会社399の13①一ロ）。これは、「内部統制システムの基本方針」の一部を構成する。

①補助使用人等に関する事項（独立性、指示の実効性を含む）

②監査等委員会への報告に関する体制（報告をした者が不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を含む）

③監査等職務の執行について生ずる費用等の会社への請求

④その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保する体制

　監査等委員会は、上記の事項について監査等委員会としての基本方針を決議し、代表取締役等と協議し、必要と認めたときは、監査等委員会より取締役会に提案をする。取締役会での審議、決議の際には、積極的に意見を表明する。

（内部統制システムの基本方針についての取締役会決議）

(4)取締役の職務の執行が法令定款に適合することを確保する体制等も「内部統制システムの基本方針」の重要な要点であり、取締役会の決議事項である（会社399の13①一ハ、会社規110の4②）。監査等委員会は、上記(3)の事項を含めて取締役会決議の内容の相当性を判断しなければならない。また、その決議に基づき構築・運用されている内部統制システムの状況について、代表取締役等に対して定期的に報告を求め、内部監査部門との緊密な連携、及び会計監査人からの報告を通じて、監視、検証しなければならない。不備又は改善の必要性があると認めたときは、取締役会又は代表取締役等に報告、助言、提案をする。取締役会において審議するときは、積極的な役割を果たすように努める。

（業務執行取締役の取締役会への報告）

(5)代表取締役を含む業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況（業務執行の決定事項を含むと解される）を取締役会に報告しなければならない（会社363②）。監査等委員会は、代表取締役や業務執行取締役が、適宜、適切にその業務執行状況を取締役会に報告しているか監視、検証しなければならない。必要と認めるときは、取締役会の監督義務について、助言、提言、勧告等を行う。なお、業務執行取締役とは、取締役会において選定された代表取締役及び業務執行取締役（会社363①）以外に、会社の業務を執行したその他の取締役も含まれる（会社2十五カッコ書き）。

（監査等委員の取締役会への報告）

(6)監査等委員は、取締役が不正の行為をし、若しくは、するおそれがあると認めるとき、又は、法令、定款に違反する事実、若しくは、著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない（会社399の4）。

（監査等委員会による取締役会の招集）

(7)取締役会の招集権者の定めがある場合（会社366①）であっても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる（会社399の14）

（取締役の競業取引、利益相反取引の承認と報告等）

(8)取締役は、競業取引、利益相反取引については、取締役会の承認を得るとともに、取引後、取締役会に報告しなければならない（会社356①・365②）。監査等委員会は、取締役の競業取引、利益相反取引に関して法令違反はないか、取締役の義務違反はないか監視、検証する。その他、会社がする無償の財産上の利益供与（会社120②）、親会社又は子会社若しくは株主等との一般的でない取引（会算規112、会社規118五）、自己株式の取得・処分・消却の手続（会社155・156・165・459）についても、法令違反はないか、取締役の義務違反はないか監視、検証しなければならない。

[監査等のツボ]

(1)重要な業務執行の決定（株主総会に提出する議案の内容の決定や合併契約等企業再編の内容の決定等会社法で委任できないとする事項を除く）を取締役に委任する場合、委任する重要な業務執行の決定事項のうちどの業務執行の決定をどの業務執行取締役に委任するかは、取締役会において審議決定し、取締役会付議基準、職務分掌規程等に定める。

(2)取締役会及び取締役は、内部統制システムを適切に構築し、運用状況を評価し、課題を認識し、システムをより向上させるPDCAサイクルを継続的に反復しなければならない。監査等委員も取締役会を構成する取締役であり、同様の責任を有する。監査等委員会による監査の方法は、会社の内部統制システムを利用した組織的な監査が想定されている。その場合、内部統制システムが適切に構築・運用されているかを監視する内部監査部門及び内部統制部門に対して必要な指示をすることが必要である。監査等委員会は、内部統制システムの構築と運用を監査し、その結果に照らし取締役会と取締役の内部統制システムに関する職務の執行が適切に行われているかを監査する。特に、期末等の取締役会で、実績を評価し、課題を認識し、必要に応じて決議内容の見直しを行っているかが重要である。

(3)監査等委員は、法令・定款・社内規則の違反や多額の損失などの事実またはその疑いがある場合には、取締役会で発言し、調査又は是正を求めなければならない。そして、その審議の内容を議事録に記載させる責任がある。また、不合理と思われる案件や資料が不十分と思われる案件の場合は、適切でない旨発言し更なる資料等を求める必要がある。

(4)取締役が、自己又は第三者のために会社の事業と同類の取引を会社外で行うことを「競業取引」という。
また、取締役と会社との利益が相反する取引を「利益相反取引」という。

利益相反取引には、①取締役が、自己のためあるいは第三者のために（例えば、取締役が他社の代表取締役や各種団体の代表を兼任しその立場で）会社と直接取引をする場合、②会社と第三者の間の取引で、会社と取締役の利害が相反する場合（たとえば会社が取締役個人の債務を第三者に保証する場合など）、がある。
　監査等委員(会)は、取締役等への貸付金や寄付金、コンサルタント料等の支払いなどについて監査等で知り、それらが取締役会の事前の承認のない取締役と当該取締役が代表を務める会社（子会社を含む）との間の取引や第三者との取引である場合、利益相反取引等に該当しないかどうか確認する必要がある。例えば、保証、裏保証、念書、隠れた債務の有無、担保物件の保存登記などを確認する。

(5)支配株主の異動を伴う募集株式等の発行、及び第三者割当に関する有利発行の該当性（発行価格、発行株数、割当先等）について、上場規程では、監査等委員会等の意見を開示する必要があり、また会社法では、公開会社の場合、監査等委員会の意見を通知事項に記載する必要がある。独立役員に指定された監査等委員と他の監査等委員は協力して、IRを担当する所管部署等より情報を収集したり、必要があると認めた場合には、外部の弁護士等の意見を求めたりして、監査等委員会として一般株主の利益への配慮の視点から意見を形成する必要がある。監査等委員会として形成した意見は、代表取締役や他の取締役に書面で通知する。

(6)会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき株主の利益を損なうおそれがあるため（例えば、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）や親子会社間取引等のとき）、その都度、取締役会の決議により、社外取締役に当該業務の執行を委託できる（会社348の2）。ただし、委託された業務を業務執行取締役の指揮命令により執行した場合は、業務執行の独立性が疑われ、会社法第2条十五号イに規定する社外取締役の要件を満たさなくなる。社外取締役（特に、監査等委員）が委託を受けるときは、監査等委員会において業務執行の利益相反性や独立性等を慎重に検討することが望ましい。

Ⅳ．会計監査

[確認事項]

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画の説明を受けた。□２．（上場会社等の場合、上記□１に関連して）監査人から「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」の候補項目等について報告を受け、質疑応答を行った。（監査人とは、公認会計士又は監査法人を指す）□３．監査等委員会は、期中においても会計監査人と積極的に意見交換を行い、リスクや状況の変化を認めた場合は、必要に応じて双方の監査計画を適切に見直した。□４．監査等委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結するときに会計監査人の監査計画の内容と報酬見積の算出根拠を検討し、監査報酬額への同意の是非とその理由を決議した。□５．監査等委員会は、会計監査人が職務を行うに際して取締役の不正の行為や法令・定款に違反する重大な事実を発見したか否かを質問した。□６．監査等委員会は、業務監査を通じた監査結果を活用しつつ、会計方針の変更の有無等、会計監査重点項目についての検証結果を踏まえて、会計監査人の監査の方法と結果の説明を受けた。□７．監査等委員会は、当該事業年度の計算関係書類に関する会計監査人の監査の方法と結果について、相当であるか否かを検討した。

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]  |

 |

[説明]

（会計監査人の品質管理体制についての通知及び再任の検討）

(1)会計監査人の株主総会選任議案の内容を監査等委員会が決定することを踏まえ、監査等委員会は、毎期、会計監査人の再任の適否について検討する。監査等委員会は、会計監査人から次の事項について通知を受け、会計監査人が会計監査を行うために必要な品質管理体制を保持しているかを確認する（会算規131）。

①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（会計監査人との連携）

(2)監査等委員会は、会計監査人から重点監査項目、監査日程、監査要員の配置等の会計監査計画の概要の説明を受ける。また、会計監査人と定期的に意見交換を行って、会計上の課題、コーポレート・ガバナンス、内部統制又は業務プロセスにおける課題等、リスク情報を共有するために幅広いコミュニケーションとなるように努めなければならない（上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」に関する協議を含む）。会計監査人の監査の環境が適切かどうかについても確認する。監査等委員会は、業務監査で知り得た情報のうち会計監査人の監査に参考となる情報を提供するなど、会計監査人と緊密な連携を図るように努める。

（会計監査人の報酬等への同意）

(3)監査等委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合、担当取締役等から説明を受けるとともに、会計監査人からも監査計画、監査日程、監査担当者、報酬等の見積りの算出根拠等の説明を受けた上で、監査契約の内容、監査報酬の額について検討し、妥当と判断したときは、代表取締役等に同意を通知する（会社399①③）。公開会社の場合、事業年度末に同意の理由が事業報告に記載されているかを確認する（会社規126二）。

（会計監査人の報告義務）

(4)監査等委員会は、会計監査人から報告を受ける選定監査等委員を選定し、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる（会社397②④）。会計監査人との連携では、会計監査人に対し、会計監査人は監査等委員会に対する次の報告義務があることを確認しておく。「会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査等委員会に報告しなければならない」（会社397①④）。

監査等委員会は、会計監査人よりこれらの報告（計算書類・財務諸表の虚偽記載等を含む）を受けたときは、

必要な調査を行い、取締役会又は取締役に対し助言、提言、勧告をするなど必要な是正措置を講じなければならない。

（金商法における報告義務）

(5)公認会計士又は監査法人が、法令に違反する事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む）を発見したときは、監査等委員会に書面で通知しなければならないとされている（金商法193の3、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第7条）。また企業会計審議会が定めた「監査における不正リスク対応基準」（平成25年3月26日）においては、「監査人（公認会計士又は監査法人を指す）は、会計監査の各段階において監査等委員会と協議をするとともに、不正による重要な虚偽の表示があると判断した場合、特に経営者の関与が疑われる不正を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めなければならない」と規定されている（不正リスク対応基準　第二　17・18）。監査等委員会は、これらについて監査人と認識を共有し、適切に対応しなければならない。

（監査人による法令違反の発見）

(6)日本公認会計士協会は「違法行為への対応に関する指針」（2019年9月17日最終改正）を定め、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）が監査契約をする会社の取締役、従業員等の違法行為又はその疑いに気付いた場合、経営者及び必要に応じて監査役等に報告し対応を促さなければならないとしている。この場合の違法行為の対象となる法令には、財務諸表の作成・開示に関して遵守すべき法令のみならず、汚職・贈収賄、マネーロンダリング、情報保護、環境保護、公衆衛生・安全等に関する法令など広範囲の法令が含まれる。監査等委員会は、法令に従った事業活動が行われるように監視するとともに、監査人から報告を受けたときは、迅速に調査し、是正するように行動しなければならない。

（財務報告内部統制制度）

(7)有価証券報告書等の財務報告書類の適正な表示及び開示に関しては、「財務報告に係る内部統制」の実施（財務報告内部統制制度）が定められている（金商法24の4の4）。経営者は、取締役会が定めた「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」に基づき、内部統制の整備、運用、モニタリング、及び有効性評価を実施し、「内部統制報告書」を作成しなければならない。監査法人等は、経営者による内部統制の評価の妥当性について検討し、「内部統制監査報告書」を作成する。監査等委員会は、代表取締役等から内部統制の評価の結果について報告を受けるとともに、監査法人等から、代表取締役等との協議状況、経営者の評価の妥当性について報告を受け、取締役の職務執行の監査の一環として意見形成をする。

（会計監査人の監査の方法と結果の相当性の判断）

(8)監査等委員会は、当該事業年度に係る計算関係書類が、会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しなければならない（会算規128の2）。

[監査等のツボ]

(1)現任会計監査人を変更して新たな会計監査人を選任する場合、その手続に相当な日時と労力が必要になる。変更理由を明確にし、関係する取締役（経理財務担当取締役を含む）から資料の提供や意見の聴取を行い、候補とする会計監査人が会計監査を行うために必要な独立性や品質管理体制を有しているか、過去の業務実績等に問題はないか等について慎重に検討する。さらに監査計画、監査体制、監査報酬の水準について候補とする会計監査人と直接打ち合わせを行う。

(2)会計監査人との連携に当たっては監査等委員会自ら働きかけ、会計監査人の監査の環境が適切かどうかを含め、様々な会計上の課題等につき、日ごろから質問等を行うなど、十分なコミュニケーションを図っておくことが重要である。会計監査を担当している監査チームの責任者はもとより、できるだけ多くの監査チームのメンバーとコミュニケーションを図る。

(3)監査報酬の世間相場については、同業他社、同規模の他社等についてインターネット情報等で確認し、監査報酬額が監査計画、監査範囲、監査担当者の要員配置に照らして妥当か確認する。

(4)監査等委員会は、会計監査人の会計監査の方法と結果の相当性について意見を形成する。その場合、会計監査人の説明を受けるとともに、重要な会計監査項目（以下の事項を含む）について経理・財務担当取締役から説明を受けなければならない。また業務監査の監査結果を活用しつつ、必要と認めるときは、会計監査人や内部監査部門による会計監査への立会や合同監査を実施したり、監査等委員自らが追加監査を実施したりすることも考慮する必要がある。

①貸借対照表・損益計算書の主要項目の内容

②個別・連結注記表の内容（重要な会計方針、表示方法、見積り、関連当事者との取引、後発事象等）

③固定資産、棚卸資産、現金・預金等の残高確認、売掛債権残高確認等

(5)上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、監査等委員会は、監査人と「監査上の主要な検討事項(ＫＡＭ）」について適切にコミュニケーションを行わなければならない。監査人は、「監査上の主要な検討事項ＫＡＭ）」を有価証券報告書の財務諸表の「監査報告書」に記載する。「ＫＡＭ」とは、監査人が、「（金商法に基づく）財務諸表の監査の過程で監査等委員会と協議した事項(重要な虚偽表示リスク、見積りの不確実性等)のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を指す。株主等に監査の過程について明らかにするために、「監査意見」とは明確に区別し、監査内容（重点監査事項とその監査方法）の情報として報告するとしている（企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」平成30年7月5日）。

(6)「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」についてのコミュニケーションは、期初、期中、期末に次の内容を目安として実施する。

①期初では、監査等委員会及び監査人の監査計画作成に当たり、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」の候補となる事項（特別な検討を要するリスク、虚偽表示リスク、見積りの不確実性の高い事項等）について報告を受け、質疑応答をする。

②期中では、監査人からそれらの候補に関連した監査の過程で意見交換を求められたときは、監査等委員会は適切に対応する。監査人と経営者との意見の相違に関する事項が含まれる場合もある。

③監査人から有価証券報告書の監査終了後に「監査報告」に記載する「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」として決定する事項の提示を事前に受け、質疑応答をする。

Ⅴ．監査報告

[確認事項]

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い各監査等委員が実施した監査の方法と結果について報告を受け、監査等委員会の監査報告の内容について慎重に審議した。□２．監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書の内容を検討し、法令定款に従い、会社の状況を正しく示していることを確認した。□３．監査等委員会は、取締役の職務の執行状況について期中に監査した結果を整理し、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はなかったことを確認した。□４．監査等委員会は、内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は、相当であることを確認した上で、事業報告に記載された内部統制システムの概要についても適切であると確認した。□５．監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用状況（企業集団を含む）について期中に監査した結果を整理し、取締役の職務執行について指摘すべき事項がないことを確認した。□６．監査等委員会は、会計監査人が独立した立場を保持し適正な監査を実施していることを踏まえて、会計監査人の監査の方法は相当であることを確認した。□７．監査等委員会は、会計監査人から計算書類及びその附属明細書（並びに連結計算書類）の監査の結果の報告を受け、監査等委員会の業務監査・会計監査の結果を踏まえて、会計監査人の監査結果は相当であることを確認した。□８．上記７項目の検討を踏まえ、買収防衛策の有無、事業報告に記載されている親会社等との取引の有無、重要な後発事象の有無、監査等委員会の監査報告について異なる意見を持つ監査等委員の有無を確認の上、監査報告書を作成し、監査等委員会において決議した。

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]  |

 |

[説明]

（事業報告等、計算関係書類の監査）

(1)監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類その他の書類について、作成に当たった取締役等から説明を受け、事業年度の期中監査、期末監査で知り得た情報及び監査結果に基づき、記載事項が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかを監査する（会社436②）。必要と認めたときは、取締役に対し意見を述べ、又は、修正を求める。

（監査報告の作成）

(2)監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類及び会計監査報告を受領したときは、監査報告を作成しなければならない。監査等委員は、監査等委員会監査報告の内容が、当該監査等委員の意見と異なる場合は、その意見を監査報告に付記することができる（会社規130の2①、会算規128の2①）。監査報告の内容は、監査等委員会の決議をもって定める（会社規130の2②、会算規128の2②）。

（監査報告の内容）

(3)監査等委員会の監査報告の内容として、次の事項を記載しなければならない。

（会社規130の2・129①、会算規128の2・127）

①監査等委員会の監査の方法及びその内容

②事業報告及びその附属明細書が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

③取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

　（そのような重大な事実が認められない場合、その旨記載することが慣例となっている。）

④内部統制システムに関する取締役会の決議の内容が相当であるかどうかについて

⑤内部統制システムに関する事業報告の記載内容（構築状況と運用状況）及び取締役の職務の執行について指摘すべき事項があるかどうかについて

⑥会社が、会社法施行規則第118条三号の規定により、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、その概要が事業報告に記載されている場合は、その基本方針が相当であるかどうかについての意見、及び、「基本方針の実現に資する特別な取組み」と「支配を防止するための取組み（買収防衛策）」の概要が事業報告に記載されている場合は、当該取組みが、基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関しての取締役会の判断についての監査等委員会の意見

⑦会社が、会社法施行規則第118条五号の規定により、親会社等との取引について、当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項、当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由が、事業報告に記載されている場合は、それについての監査等委員会の意見

⑧計算書類及びその附属明細書についての会計監査人の監査の方法及び結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（相当であると認めた場合、通常その旨記載する。）

⑨連結計算書類がある場合は、連結計算書類についての会計監査人の監査の方法及び結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（相当であると認めた場合、通常その旨記載する。）

⑩重要な後発事象がある場合、重要な後発事象（計算関係書類に関するものに限る。ただし、会計監査人の監査報告の内容になっているものを除く。）

⑪監査等委員会と異なる意見を付記する場合、当該監査等委員の氏名、意見、その理由

⑫監査等委員会が会計監査人から「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会算規131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けたこと、及び必要に応じて説明を求めたこと（監査の方法の項に記載する。）

⑬監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

⑭監査報告を作成した日

⑮監査等委員の氏名、自署、押印

（監査報告の通知期限）

(4)特定監査等委員は、法令に定める通知期限までに、特定取締役に対して、事業報告等、計算書類等、連結計算書類に関する監査等委員会監査報告の内容を通知しなければならない（会社規132④⑤三、会算規132①）。また、計算書類等、連結計算書類に関する監査等委員会監査報告の内容は、会計監査人に対しても通知しなければならない（会算規132①）。「特定監査等委員」とは、監査等委員会が監査報告の内容の通知をすべき者として定めた監査等委員を指す（会社規132⑤、会算規130⑤）。「特定取締役」とは、監査等委員会の監査報告の内容の通知を受ける者として定められている取締役、又は、事業報告等、計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役を指す（会社規132④、会算規130④）。

[監査等のツボ]

(1)取締役の職務の執行に関する監査については、期末監査手続きとして取締役全員に「取締役職務執行確認書」（監査懇話会ホームページに掲載）等の書類の提出を求め、取締役の職務の執行についての最終確認を行うことが望ましい。　取締役職務執行確認書は、取締役の職務執行についての自己チェックリストであり、期末監査の一環として取締役に提出を求めるものである。

(2)監査報告書において、社外取締役である監査等委員については、監査報告書の署名欄において、氏名に肩書として付記するか、又は、監査報告書末尾に（注）としてその旨付記することが望ましい。常勤の監査等委員がいる場合においても、同様の記載をすることが望ましい。

(3)監査報告の対象期間は、当該事業年度開始日から事業年度末日までとなるので、期中の定時株主総会にて監査等委員会設置会社への移行があった場合は、当該事業年度の第一四半期の期間における監査について特記することが望ましい。例えば、「（当該事業年度の開始時から定時株主総会終結時までの状況については、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。」と記述することが考えられる。

(4)監査報告において、監査結果を検討し記載する場合、「相当性」の判断をすることになる。例えば、「内部統制システムに関する取締役会の決議の内容が相当であるかどうか」「計算書類及びその附属明細書についての会計監査人の監査の方法及び結果を相当でないと認めたときは」など。「相当である」とは、「合理的である」「ふさわしい」などの意味に用いられ、社会通念上その程度に応じていることを表す。判断する対象に対して定められた基準や程度に照らして「適切であるかどうか」「相応しいか」が相当性判断の根拠となる。

Ⅵ．監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等についての意見の決定

[確認事項]

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選任、解任、辞任についての着眼点を定め、それに基づいて検討し、意見の決定を行った。□２．監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について、株主総会への報酬等議案の提出にかかわらず、必要と認めたときは意見陳述ができるように、会社の報酬等に関する方針・体系が定められているか、定められている場合は、適切に運用されているかについて検討し、意見の決定を行った。□３．監査等委員会は、取締役の選任・解任・辞任・報酬等に関する意見を決定したのち、必要に応じて、取締役会で当該意見を述べた。□４．監査等委員会は、株主総会における取締役の選任・解任・辞任・報酬等に関する意見陳述権の行使、及び株主総会参考書類への記載についての方針を決定した。

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]  |

 |

[説明]

（監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任についての意見の決定）

(1)監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任についての監査等委員会の意見を決定しなければならない（会社399の2③三）。監査等委員以外の取締役（主に業務執行取締役）の任期は1年であるため、選任に関しては、通常、毎期の定時株主総会に提出される取締役選任議案に関連した意見となる。

（監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任についての意見形成の着眼点）

(2)監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任についての意見を決定するに当たり、意見形成の恣意性を排除し、客観性・公正性を保つため、着眼点を事前に策定しておく。着眼点として次の事項を例示できる。

①経営方針・経営計画に沿った業務執行、及び企業統治の充実・向上を実現できる多様性のある取締役会構成メンバーになっているか

②会社業績の評価

③業務執行取締役の業績と適格性の評価

監査等委員会は、選任議案、解任議案のそれぞれの候補者について賛成するのか反対するのか、その理由はなにか、を決定する。辞任の場合は、辞任の理由を確認し、その妥当性を判断する。

（監査等委員以外の取締役の報酬等についての意見の決定）

(3)監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等についての監査等委員会の意見を決定しなければならない（399の2③三）。株主総会に提出される監査等委員以外の取締役の報酬等議案に関連させて意見陳述ができるとともに、取締役の報酬議案は毎年提出されるとは限らないため、報酬議案の提出にかかわらず、監査等委員会は、必要と認めたときは、いずれの株主総会においても報酬等の意見陳述ができると解されている。

（監査等委員以外の取締役の報酬等についての意見形成の着眼点）

(4)報酬等の意見形成においては、会社の報酬体系（定額報酬、賞与、業績連動報酬、ストックオプション等）の内容（会社361①）を確認し、透明性、公正性、業務執行取締役へのインセンティブ効果が期待できるか等を検討する。　その上で、取締役会の決定する「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の内容（会社361⑦、会社規98の5）が適切であるかを検討し、監査等委員以外のそれぞれの取締役への適用状況について、①業績評価、②会社に対する貢献度、③報酬体系の中での位置づけを確認する。

（監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等についての意見の取締役会での意見表明）

(5)監査等委員会は、選任・解任・辞任・報酬等の意見を決定した後、株主総会で意見陳述する前に、取締役会において、監査等委員以外の取締役の選任・解任に関する株主総会提出議案について審議を行うとき、又は、監査等委員以外の取締役の報酬等に関する株主総会提出議案について審議を行うとき、必要に応じて、監査等委員会で決定した意見を述べる。報酬等に関する意見の場合は、毎期報酬等の株主総会提出議案を審議するとは限らないので、取締役会において監査等委員以外の各取締役の個人別報酬等の決定に関する審議の際に、必要に応じて意見を述べる。

（監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等についての意見の陳述権）

(6)監査等委員会は、監査等委員を選定し、監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等について監査等委員会の決定した意見を株主総会で陳述することができる（会社342の2④・361⑥）。なお、株主総会で述べる意見の概要は、当該株主総会参考書類に記載されなければならない（会社規74①三・78の2・82五）。

（任意の指名・報酬等の諮問委員会への対応）

(7)会社が任意の指名又は報酬等の諮問委員会を取締役会の下に設置している場合は、そのメンバーの中に監査等委員が加わることの必要性、監査等委員会の意見形成との関係等を事前に検討しておく必要がある。

[監査等のツボ]

(1)監査等委員会に対して株主総会での選任・解任・辞任・報酬等の陳述権が与えられている。監査等委員は、監査等委員以外の取締役とは株主総会で区別して選任され、また監査等委員会は、監査等委員である社外取締役が過半数を占めている。したがって、代表取締役やその他業務執行取締役から独立して業務執行を適切に監督することが期待されている。同時に、その立場に基づいて株主に対して意見を陳述することが期待されている。

(2)監査等委員会において監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等の意見を検討するに当たっては、関連市販書物や他社事例等の外部情報も有用であるが、社内の現状把握や代表取締役等の意見などの社内情報が重要である。代表取締役や担当業務執行取締役から情報収集ができ、今後の改善や計画について積極的に意見交換ができる環境を整えるように努める必要がある。代表取締役等との定期的な意見交換の際のテーマの一つとし、話し合っておくことが望ましい。また、必要と認めたときは、監査等委員会の報告徴収権・調査権を活用することもできる。

(3)取締役会において、監査等委員会が決定した選任・解任・辞任・報酬等の意見表明を含めた審議を経て、監査等委員会の意見の見直しの必要性が生じた場合は、監査等委員会は、先に決定した意見について、再度、審議を行い、株主総会で陳述する意見内容を一部変更し、意見の決定を再度行うことも考えられる。

(4)監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等について意見の決定は、監査等委員会の職務として会社法で規定されているので、意見を決定しなければならない。株主総会において口頭で意見を述べること、又は、株主総会参考書類に記載することは、権限行使の問題と解されており、必ずしも行わなければならないわけではない。しかし、代表取締役等を中心とする会社側の選任・解任・辞任・報酬等の方針・決定手続等において公正性、透明性が著しく欠ける場合は、株主総会において株主等に意見表明すべきである。

Ⅶ．企業不祥事発生時の対応、訴訟等への対応

[確認事項]

|  |  |
| --- | --- |
| □１．不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、監査等委員会は、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換した。□２．不祥事の発生及び発生が疑われる場合、監査等委員会は、直ちに取締役等から報告を求め、代表取締役等又は取締役会に対し、具体的対応方針の立案、決定を要請し、必要に応じて、調査委員会の設置を提言するなど適切に対応した。□３．監査等委員会は、初期対応後も代表取締役等や調査委員会から対応状況の説明を受け、必要に応じて調査委員会の委員に就任することを求めるなど適切な措置を講じた。□４．取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められたため、第三者委員会の設置を勧告し、必要に応じて自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努めた。□５．監査等委員会は、会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表として、監査等委員を選定した。□６．各監査等委員は、取締役等の責任一部免除に関する事項に関し、監査等委員会での協議を経て、同意するか否かの意思表示を行った。□７．監査等委員会は、取締役の責任を追及する訴えを提起するように株主から請求があったので、適切に対応した。□８．各監査等委員は、株主代表訴訟における会社の被告取締役側への補助参加又は和解の同意に際し、監査等委員会での協議を経て、同意するか否かの意思表示を行った。

|  |
| --- |
| ＜メモ＞[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]  |

 |

[説明]

（不祥事の兆候の感知）

(1)監査等委員会は、粉飾決算等会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換に努めなければならない。監査等委員会から必要な情報を提供しつつ、必要と認めたときは調査を依頼することができる連携関係を築く必要がある。

（不祥事発生時の初期対応）

(2)監査等委員会は、企業不祥事（法令・定款に違反する行為、その他社会的批判を招く不正又は不適切な行為をいう。）が発生した場合、又は、発生するおそれが生じていると判断した場合、直ちに取締役等に対して報告を求めるとともに、代表取締役等又は取締役会に対し、その事実関係の把握、原因究明、損害の拡大防止、対外的開示等の具体的対応方針の立案、決定を要請する。必要と認めたときは、社内調査委員会、又は、外部の独立した弁護士等に依頼して設ける第三者委員会の設置を求める。

（初期対応後の継続的対応）

(3)監査等委員会は、初期対応の後も引き続き代表取締役等から対応状況の説明を受ける。社内調査委員会又は第三者委員会が設置されている場合は、当該委員会からの説明を受ける。

（第三者委員会設置の勧告等）

(4)監査等委員会は取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査等委員会における協議を経て、取締役に対して、外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会の設置の勧告を行い、必要に応じて弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げる、あるいは社外監査等委員が第三者委員会に出席する又は委員に就任するなど適切な措置を講じる。

（会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）

(5)会社が取締役に対して訴えを提起し、又は取締役が会社に対し訴えを提起するときは、監査等委員会は、当該事案に利害関係を有していない監査等委員を選定し、会社を代表させる。監査等委員が当該訴えに係る当事者である場合は、取締役会が定める者が会社を代表する（会社399の7①）。

（取締役の責任の一部免除に関する議案への同意）

(6)監査等委員会での協議を経て、各監査等委員は、以下の同意事項に関し、同意するか否かの意思表示をする。

①監査等委員以外の取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること（会社425③）。

②取締役会決議によって取締役の責任の一部を免除することができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること（会社426②）。

③定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出すること（会社426②）

④社外取締役その他の非業務執行取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること（会社427③）。

（株主による責任追及等の訴えへの対応）

(7)監査等委員会は、取締役の責任を追及する訴えを提起するように株主から会社（監査等委員）に請求があった場合、提訴すべきか否かを審議し、決定する（会社847①②・399の7⑤）。会社がその請求の日から60日以内に責任追及等の訴えをしない場合で、提訴請求株主又は責任追及の対象となる取締役から請求を受けたときは、当該請求者に対し「責任追及等の訴えを提訴しない理由」（不提訴理由）を通知しなければならない（会社847④）。会社がその請求の日から60日以内に責任追及等の訴えをしない場合、当該請求をした株主は、会社のために責任追及等の訴え（株主代表訴訟）を提起することができる（会社847③）。

（取締役に対する責任追及等の訴えへの補助参加・和解への同意）

(8)会社が取締役を補助するため責任追及等の訴えに係る訴訟（株主代表訴訟等）に参加するとき、又は当該訴えにおける和解をするときは、各監査等委員の同意を得なければならない（会社849③・849の2）。

[監査等のツボ]

(1)顕在化した企業不祥事に対して、表面的な再発防止策に終始することなく、不祥事の真因を検証する必要がある。とりわけ最も重要な内部統制の基本的要素である統制環境（経営トップの姿勢や組織風土・文化等）の重大な不備にまで踏み込んだ分析と対応が求められる。リスク分析や不祥事防止策は、執行側が対応すべきものであるが、監査等委員会としては、これらが適切に行われているかを監視する必要がある。

(2)不祥事の兆候（危険信号）を感知する上で重要なのは、取締役の職務執行状況を注意深く監視、検証することに加えて、三様監査（監査等委員会監査、内部監査、会計監査人監査）の緊密な連携による情報共有体制と実効性ある内部通報制度の充実を図ることである。

(3)不祥事の兆候（危険信号）を感知した場合は、漫然と対応することなく、基本的には自社で定めた「監査等委員会監査等基準」に則って適切な行動を取る必要がある。その際には、行動内容を議事録等の記録に残しておくことが肝要である。

(4)企業集団内の子会社監査役等は、企業不祥事が発生したとき、もしくは発生のおそれがあるときは、親会社の監査等委員会や内部統制部門等に遅滞なく状況報告を行い、親会社と一体となって事態の解決を促すことが重要である。

(5)株主代表訴訟（多重代表訴訟を含む）への事前の備えも含め、必要な場合に対応できるように、会社の法務部門との事前打ち合わせの上、速やかに相談できる弁護士（会社の顧問弁護士以外の弁護士）を予め決めておくことが望ましい。

**別紙１－【参考】監査等委員会の決議事項等の例**

　＊以下に列挙する事項は、監査等委員会の決議事項、同意事項、協議事項を例示している。

自社の「監査等委員会規則」等に決議事項、同意事項、協議事項を定める。

＊各項文末の（　　　）内は、根拠又は関連する会社法令の条番号を記載している。

　法＝会社法、会社規＝会社法施行規則、会算規＝会社計算規則

　＊以下の事例のうち　\*印を付した事項は、会社法令で定める決議事項と解されている。

１．監査等委員会の決議事項

　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない（法399の10①②）。

(1)監査等委員会の長の選定、解職

(2)常勤の監査等委員の選定、解職

（注）公開会社は、会社規121十イの規定により事業報告に選定の有無とその理由を記載しなければならない。

(3)監査等委員会監査等基準の制定、改廃

(4)監査等委員会規則の制定、改廃

(5)監査等委員会の職務の執行のために必要な事項（法399の13①一ロ、会社規110の4①）についての監査等委員会としての基本方針（補助使用人等、監査等委員会への報告体制、費用に係る方針等）

(6)取締役が構築運用する内部統制システム（法399の13①一ハ、会社規110の4②）についての監査等委員会としての意見

　（注）上記(5)(6)は、取締役会の決議事項であり、監査等委員会の監査の対象である。

(7)監査の方針、監査計画、監査の方法、監査職務の分担等に関する事項

\*(8)計算書類及びその附属明細書の監査の方法と監査結果（法436②一、会算規128の2②）

\*(9)事業報告及びその附属明細書の監査の方法と監査結果（法436②二、会社規130の2②）

（注）上記(9)に以下の事項を含む

・取締役会決議に基づく内部統制システムに係る基本方針に関する事業報告の記載内容についての相当性（会社規130の2・129六・118二）

・会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針が事業報告の内容となっている場合、その内容についての意見（会社規130の2・129六・118三）

・親会社等との取引（利益相反取引を含む）であって個別注記表に記載されている事項について事業報告の内容となっている場合、その内容についての意見（会社規130の2・129六・118五）

\*(10)連結計算書類の監査の方法と監査結果（法444④、会算規128の2②）

\*(11)会計監査人の監査の方法と監査結果の相当性（法436②一、会算規128の2・127二）

\*(12)監査報告の作成（法399の2③一）

(13)会計監査人の解任、不再任の決定の方針（会社規126四）

(14)会計監査人を再任することの適否

\*(15)会計監査人の選任に関する株主総会提出議案の内容の決定（法399の2③二）

\*(16)会計監査人の解任、不再任に関する株主総会提出議案の内容の決定（法399の2③二）

\*(17)会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任（法346④⑦）

\*(18)監査等委員以外の取締役の選任、解任、辞任についての監査等委員会の意見の決定（法399の2③三）

\*(19)監査等委員以外の取締役の報酬等についての監査等委員会の意見の決定（法399の2③三）

\*(20)監査等委員の選任を株主総会の目的とすることの請求の決定（法344の2②）

\*(21)監査等委員の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求の決定（法344の2②）

(22)取締役等に対しての報告の徴収又は調査に関する事項（法399の3④）

(23)子会社に対しての報告の徴収又は調査に関する事項（法399の3④）

\*(24)取締役と会社との間における利益相反取引の承認（法356①二三・423④）

(25)企業不祥事における調査委員会の設置の請求、又は第三者委員会の設置の請求

\*(26)支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われるとき、株主に通知すべき事項について監査等委員会が表明する意見の決定（法206の2、会社規42の2七）

(27)その他監査等委員会の職務の執行に関し、監査等委員会が必要と認めた事項

\*(28)次に掲げる事項を行う監査等委員の選定（選定監査等委員）

①取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をする監査等委員（法399の3①）

（注）当該監査等委員は、報告の徴収又は調査に関する事項について監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない（法399の3④）。下記②も同様。

②子会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況の調査をする監査等委員（法399の3②）

③会計監査人に対してその監査に関する報告を求める監査等委員（法397②④）

④会計監査人を法定の解任事由に基づき解任した場合、解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を説明する監査等委員（法340③⑤）

⑤取締役会の招集を行う監査等委員（法399の14）

⑥監査等委員以外の取締役の選任、解任、辞任についての監査等委員会の意見を株主総会において陳述する監査等委員（法342の2④）

⑦監査等委員以外の取締役の報酬等についての監査等委員会の意見を株主総会において陳述する監査等委員（法361六）

⑧会社と取締役の間の訴訟において会社を代表する監査等委員（当該訴えについて監査等委員が訴訟の当事者である場合を除く）（法399の7①）

⑨その他の訴訟提起等に関し会社を代表する監査等委員（法399の7③④⑤）

(29)次の職務を行う監査等委員（特定監査等委員）の決定（会社規132⑤三、会算規130⑤三）

①監査等委員会が受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領し、それらを他の監査等委員に対し送付する職務

②事業報告及びその附属明細書に関する監査等委員会の監査報告の内容を、その通知を受ける者として定められた取締役（特定取締役）に対し通知する職務

③特定取締役との間で前号の通知をすべき日について合意をする職務

④会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、その内容を他の監査等委員に対し通知する職務

⑤特定取締役及び会計監査人との間で前号の通知を受けるべき日について合意をする職務

⑥計算関係書類に関する監査等委員会の監査報告の内容を特定取締役と会計監査人に対し通知する職務

⑦特定取締役との間で前号の通知をすべき日について合意をする職務

２．監査等委員会の同意事項

監査等委員会の決議によって同意を決定する。

\*(1)監査等委員である取締役の選任に関する議案が株主総会に提出されるときの同意（法344の2①）

\*(2)会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等の同意（法399①③）

３．監査等委員の全員の同意を必要とする事項についての監査等委員会での協議

　会社法令では、監査等委員がそれぞれ個別に同意するか否かについて書面又は電磁的方法により意思表示をすることができる事項であるが、監査等委員会において協議することが望ましい。

(1)会計監査人又は一時会計監査人を法定の解任事由に基づき解任すること（法340・346⑤）

(2)監査等委員以外の取締役の責任の一部免除に関する議案を、取締役が株主総会に提出すること（法425③）

(3)取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を、取締役が株主総会に提出すること（法426①②）

(4)定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を、取締役が取締役会に提出すること（法426①②）

(5)非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款の変更に関する議案を株主総会に提出すること（法427①③）

(6)責任追及等の訴えに係る訴訟（株主代表訴訟等）において会社が被告取締役側へ補助参加すること（法849③）

(7) 責任追及等の訴えに係る訴訟（株主代表訴訟等）において会社が和解すること（会社849の2）

４．監査等委員の固有の権限行使に関する監査等委員会の協議

以下の事項は、会社法令では、監査等委員の固有の権限と規定されているが、監査等委員会において提起し協議することが望ましい。緊急の場合、又は協議して意見が一致しない場合で、提起した監査等委員が必要と認めたときは、その監査等委員は単独でもその権限行使をしなければならない。

(1)取締役の不正行為等についての取締役会への報告（法399の4）

(2)株主総会に提出する議案及び書類その他のものに関する株主総会への報告（法399の5）

(3)取締役による会社の目的範囲外の行為その他法令又は定款に違反する行為に対する差止請求（法399の6）

(4)監査等委員の選任、解任、辞任及び報酬等に関する株主総会での意見陳述（法342の2①②・361⑤）

(5)株主総会に当たって株主より事前通知を受けた監査等委員に対する質問についての説明

　（法314、会社規71）

(6)監査等委員会の招集者を定めた場合の監査等委員会の招集（法399の8・399の9）

５．監査等委員の報酬等に関する協議

　個々の監査等委員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議がないときは、定款又は株主総会の決議の総額の範囲内において監査等委員の協議で定めることができる（法361③）。監査等委員会で協議することについては、監査等委員の全員の同意を得てから実施する。

６．監査等委員会に対する報告事項

(1)監査等委員は、自らの職務の執行状況を監査等委員会に定期的かつ随時に報告をするとともに、監査等委員会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。

(2)取締役、会計監査人、内部監査部門等、その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告をしなければならない。

(3)監査等委員会は、必要と認めたときは、取締役、会計監査人、内部監査部門等、その他の者に対して報告を求めことができる。（法399の3①選定監査等委員の報告徴収権（報告請求権）、法399の9③取締役の監査等委員会への出席・説明、法397②④選定監査等委員の会計監査人に対する報告請求権）

＊上記の事項について、取締役又は会計監査人が監査等委員の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、当該事項は、監査等委員会に報告をすることを要しない（法399の12）。

以上